

静岡地方裁判所富士支部 御中

訴 状

2005(平成17)年12月26日

原告訴訟代理人

弁護士 伊 藤 修 一
同 大多和 暁

〒418-0005 静岡県富士宮市宮原497-4 ガーデンウォールA102
原告 小野田 英

〒420-0867 静岡市葵区馬場町43番地の1 静岡法律事務所(送達場所)
電話 054-254-3205
FAX 054-253-5009

上記訴訟代理人

弁護士 伊 藤 修 一
同 大多和 暁

〒111-0035 東京都台東区西浅草3丁目24番14号
被告 株式会社アネッツ
代表者代表取締役 矢 沢 誠 一

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町26番1号
被告 GMOインターネット株式会社
代表者代表取締役 熊 谷 正 寿

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2丁目16番9号

被 告 株 式 会 社 ラ イ ブ ド ア
代表者代表取締役 堀 江 貴 文

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目10番1号

被 告 ヤ フ ー 株 式 会 社
代表者代表取締役 井 上 雅 博

損害賠償等請求事件

訴訟物の価額 1300万0000円

貼用印紙額 5万9000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告株式会社アネッツは、原告に対し、別紙1の各画像ファイルを自社において保管することを拒否せず、かつ原告が作成したホームページ上で別紙1の各画像ファイルをインターネット利用者が閲覧することができるようにせよ。
- 2 被告株式会社アネッツは、原告に対し、シェル型(Telnet)サービスの運用環境を提供し、インターネット利用者が、原告が開設している掲示板ソフトCGIプログラムを利用できるようにせよ。
- 3 被告GMOインターネット株式会社は、原告に対し、別紙1の各画像ファイルを自社において保管することを拒否せず、原告が作成したホームページ上で同ファイルをインターネット利用者が閲覧することができるようにせよ。

4 被告ヤフー株式会社は、原告に対し、別紙 1 の各画像ファイルを自社において保管することを拒否せず、かつ原告が作成したホームページ上で別紙 1 の各画像ファイルをインターネット利用者が閲覧することができるようにせよ。

5 被告株式会社ライブドアは、原告に対し、かつ別紙 2 の各画像ファイルを自社において保管することを拒否せず、原告が作成したホームページ上で別紙 2 の各画像ファイルをインターネット利用者が閲覧することができるようにせよ。

6 原告に対し、被告株式会社アネッツは金 2 0 0 万円、被告 G M O インターネット株式会社、被告ヤフー株式会社、被告株式会社ライブドアは各 1 0 0 万円、及びこれらに対する本訴状送達の日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

との判決並びに第 6 項につき仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

1 当事者

原告は、会社員であるが、ナチュリズムのホームページを開設している者である。ナチュリズムとは、裸体主義と訳されることもあるが、20世紀初頭に西洋に端を発した思想であり、決して奔放で野放図な露出や乱交を目的とするものではなく、単に周りの気候や活動時の危険度の度合に応じ適切な衣服の選択を選択する自由を主張するものであり、特に衣服を着用する必然性のない時には裸で過ごすことも個人の自由として許容することを主張する思想である。

2 原告の被告株式会社アネッツに対する請求について

(1) インターネット・サービス利用契約の締結

ア 原告と被告株式会社アネッツ（契約締結当時はアスクネット株式会社、以下被告アネッツという。）は、平成7年12月8日に、期間無期限で、被告アネッツが提供するインターネット・サービスを原告が利用して、原告が様々な情報を不特定多数の者に提供することができる、ASKNETインターネット接続サービス契約を締結した（甲第1号証の1、2）。

イ また前項アの契約には、シェル型（Telnet）サービスの提供が合意されており、原告がインターネット利用者に対して、自己の主張を掲示し、読者との意見の交換をすることができる自作掲示板CGIサービスを設置・利用できる契約が含まれている（甲第1号証の3）。

(2) 原告によるインターネット・サービスの利用

ア 原告は、被告アネッツとの間の契約の約旨に従い、被告アネッツが提供するインターネット・サービスを利用して、被告アネッツの設営するインターネットサーバー上に、原告が作成したホームページを記憶させ、インターネット利用者がそれを閲覧することが可能な状態にした。

イ また、原告は、被告アネッツが提供するシェル型（Telnet）サービスを利用して掲示板CGIプログラムを作成・設置し、原告が作成したホームページ等に関する意見を掲示し、インターネット利用者との意見交換などを行った。

ウ そして、原告は、その後も、このインターネット・サービスやその一内容である掲示板CGIサービスを利用し、その対価としての料金も支払い続けている。

(3) 被告による突然のホームページの閲覧禁止等の措置

ア 被告アネッツは、平成17年6月13日、原告に対して何ら事前の説明もなく、原告のホームページを突然閲覧停止にして、インターネット利

用者が閲覧できない状態にし、「原告のホームページ中に猥褻画像と特定の人物の個人名があるのでこれが削除されるまで閲覧停止措置を継続する」趣旨のメールを原告に送りつけた（甲第2号証）。指摘された別紙1の画像ファイルは、原告が被告GMOインターネット株式会社（以下被告GMOという。）のサーバーに記憶させてそれを被告アネッツのホームページで閲覧できるようにのせていたものであるが、閲覧停止措置はこの画像ファイルを原告が抗議文に置き換え、被告アネッツの要求どおり個人名をハンドルネーム（HNと略す。）に置き換えた後も撤回されず（甲第3号証の1、2）、同年7月2日まで継続された。

イ さらに、被告アネッツは、平成16年10月5日に、「ASKインターネットサービス約款」第20条第2項で保証した3ヶ月前までの書面による事前予告通知をすることなくシェル型（Telnet）サービスを同日に停止して、原告作成の掲示板CGIプログラムを動作不能にした。これは原告の強い抗議により平成17年2月21日に被告アネッツが代替サーバーを用意して復旧させるまで継続した。

ウ さらに、被告アネッツは、平成17年8月31日に、前項イで用意した代替サーバーが起動しなくなり（甲第4号証の1）、その修復が不可能であることを理由に、代替的な措置もとることなく、またしても上記約款の同条項で保証した3ヶ月前までの書面による事前予告通知もしないまま一方的にシェル型（Telnet）サービスを終了する旨を原告に対して通告し、原告作成による掲示板CGIプログラムの利用が出来ないようにした（甲第4号証の2）。

エ 原告は、同サービスを利用して、インターネット利用者に対して自己の主張を掲示板に掲示し、意見の交換などを求めていたが、被告アネッツによる事前予告なき一方的なシェル型（Telnet）サービスの終了により、原告は従来 of 掲示板に掲示していた情報すら利用できなくなってしまった。

他社の提供する同種サービスへの安全な退避措置を講ずる時間猶予も与えられなかったものである。

3 原告の被告GMOに対する請求について

(1) インターネット・サービス利用契約の締結

原告と被告GMO（契約締結当時はベッコアメ株式会社。）は、平成15年1月24日に、期間無期限で、被告GMOが提供するインターネット・サービスを原告が利用して、原告が様々な情報を不特定多数の者に提供することができる、ベッコアメ・インターネットサービス契約を締結した（甲第5号証）。

(2) 原告によるインターネット・サービスの利用

ア 原告は、被告GMOとの間の契約の約旨に従い、被告GMOが提供するインターネット・サービスを利用して被告GMOのサーバーに別紙1の画像ファイルなどを記憶させ、原告が被告アネッツ及び被告ヤフー株式会社（以下被告ヤフーという。）のインターネットサーバー上に記憶させている原告が作成したホームページと連動し、インターネット利用者がそれを閲覧することが可能な状態にした。

イ そして、原告は、その後は、被告GMOに対して、上記契約に従い、インターネット・サービスを利用し、その対価としての料金も支払い続けている。

(3) 被告による突然のホームページの閲覧禁止等の措置

ア 被告GMOは、平成17年6月17日、原告に対して、電話で「原告のホームページには、被告GMOの規約（ベッコアメ・インターネットサービス約款）の第14条に反する内容が掲載されているので、すぐに削除すること。削除しなければインターネット・サービスの提供を停止する。」との予告を行った。

イ これに対して、原告は、被告GMOに対して、原告のホームページのどの内容がどの規約に反するのか電話で問いただしたが、被告GMOは何ら答えなかった。

ウ 被告GMOは同年6月20日付けの書面でも同内容の予告を突きつけてきた（甲第6号証）。

エ このままでは、原告のインターネット利用環境が全面的に停止になるので、原告は仕方なく、被告GMOのインターネットサーバー上に保存していた従来のホームページの内容のうち、別紙1の画像ファイルを被告GMOに対する抗議文の画像ファイルに置き換えた。

4 原告の被告ヤフーに対する請求について

(1) インターネット・サービス利用契約の締結

原告と被告ヤフーは、平成16年10月3日、期間無期限で、被告ヤフーが提供するインターネット・サービスを原告が利用して、原告が様々な情報を不特定多数の者に提供することができる、Yahoo!ウェブホスティング契約を締結した（甲第7号証）。

(2) 原告によるインターネット・サービスの利用

ア 原告は、被告ヤフーとの間の契約の約旨に従い、被告ヤフーが提供するインターネット・サービスを利用して被告ヤフーのサーバーに原告のホームページを記憶させ、原告が被告GMOのインターネットサーバー上に記憶させている、原告が作成したホームページと連動して、被告ヤフーが提供しているサーバーに接続してインターネットを利用する者がそれを閲覧することが可能な状態にした。

イ 前記ホームページ開設の当日、原告は開設前に、被告ヤフーが設けている「Yahoo!ウェブホスティングお客様センター」に電話で連絡を取り、「自然な裸の画像を掲載したいが、問題となりますか。男性の自然

な立ち姿ですので、男性器が視認されることとなりますが」との問い合わせを行ったが、被告担当者は「裸の画像を掲載することについては介入しない」旨の回答であった。

ウ そして、原告は、その後は、被告ヤフーに対して、上記契約に従い、インターネット・サービスを利用し、その対価としての料金も支払い続けている。

(3) 被告による突然のホームページの閲覧禁止等の措置

ア 平成17年6月20日、被告ヤフーから、メールにて、原告のホームページの内容が被告ヤフーの規約「Yahoo! ウェブホスティングご契約の条件」第13条に反するので同月27日午後7時までに内容を変更すること、同日同時間までに変更がない場合にはインターネットサービスの提供を停止する旨の通知があった(甲第8号証の1)。

イ そこで、原告は被告ヤフーに対して、その後メールで、原告のホームページに掲載している内容のどの部分が規約のどこに抵触するのか回答を求めたが(甲第8号証の2)、被告ヤフーからは、同月27日午後7時までにホームページの内容を変えない限り、インターネット・サービスの提供を停止するとの通知を繰り返すのみで、原告の回答に対して明確な返答は何らなされなかった(甲第8号証の3)。

ウ このため、原告は仕方なく、連動する被告GMOのインターネットサーバー上に保存している別紙1の画像ファイルなどのホームページの掲載内容を変更した(甲第8号証の4)。

5 原告の被告株式会社ライブドアに対する請求について

(1) インターネット・サービス利用契約の締結

原告と被告株式会社ライブドア(以下被告ライブドアという。)は、平成17年4月ころ、期間無期限で、被告ライブドアが提供するインター

ネット・サービス（無料）を原告が利用して、原告が様々な情報を不特定多数の者に提供することができるウェブログ作成サービス契約を締結した。

(2) 原告によるインターネット・サービスの利用

ア 原告は、被告ライブドアとの間の契約の約旨に従い、被告ライブドアが提供するインターネット・サービスを利用して、被告ライブドアの設営するインターネットサーバー上に、原告が作成した別紙2の画像ファイルを含むウェブログを記憶させ、インターネットに接続する利用者がそれを閲覧することが可能な状態にした。

イ そして、原告は、その後は、上記契約に従い、被告ライブドアのインターネット・サービスを利用している。

(3) 被告による突然のウェブログの閲覧禁止等の措置

ところが、平成17年6月9日、被告ライブドアは、原告のウェブログについて、事前に何らの説明もなく、突然閲覧停止にし、インターネット利用者がそれを閲覧できない状態にした（甲第9号証の1、2）。

6 被告らによる債務不履行と権利侵害

(1) その後の原告と被告らとの交渉の中で、被告らが原告のホームページの内容の変更を求めたり、原告のインターネット・サービスの利用を制限したのは、原告がホームページに掲載していた別紙1、別紙2の画像ファイルの画像等がわいせつ画像に該当するとの理由であることが分かった。

(2) しかし、原告がホームページに掲載した画像は、原告が共感するナチュラルイズム（Naturism）に則った人の自然な裸体の写真にすぎず、何らわいせつ画像に該当するものではない。

したがって、原告がホームページに掲載した画像は、何ら被告らの規約に反するものではなく、被告らによる突然のインターネット・サービス

の停止予告により、原告にホームページの内容の変更を強要したり、インターネット・サービスの利用を制限した行為は、原告と被告らの間で締結されたインターネット・サービス利用契約に基づくインターネット・サービスの不履行であり、被告らは原告に対して、前記各契約に基づき、直ちに従来通りインターネット・サービスを提供しなければならない。

(3) また、被告らによる原告のホームページの内容変更の強要やインターネット・サービスの制限により、原告は、まじめなナチュラルズムの考え方に則った表現の自由を侵害され、精神的な苦痛を現在も被っている。これは原告に対する不法行為をも構成するが、原告のこの苦痛に対する慰謝料としては被告アネットにつき200万円、その余の被告につき各100万円が相当である。

7 結語

よって、原告は被告らに対して、原告が被告らそれぞれと締結した各インターネット・サービスを利用する契約に基づき、原告が希望する画像の掲載を認めること、および、不法行為に基づき上記各金員の支払いを求めて本訴に及んだ次第である。

証 拠 方 法

- 1 甲第1号証の1 ASKNETインターネット接続サービスの申込書
- 2 甲第1号証の2 郵便局のご利用明細票
- 3 甲第1号証の3 ASKNETインターネット接続サービスの説明書
- 4 甲第2号証 平成17年6月13日付の被告アネットから原告宛

のメール

5 甲第3号証の1 平成17年6月24日付の原告から被告アネッツ宛

のメール

6 甲第3号証の2 平成17年6月29日付の原告から被告アネッツ宛

のメール

7 甲第4号証の1 平成17年8月31日付の原告から被告アネッツ宛

のメール

8 甲第4号証の2 平成17年9月1日付の被告アネッツから原告宛の

メール

9 甲第5号証 請求書

10 甲第6号証 BEKKOAME//INTERNETサービスご利用についてのご案内

11 甲第7号証 平成16年10月3日付の「Yahoo!ウェブホスティング」お申し込みの内容のお知らせと題するメール

12 甲第8号証の1 平成17年6月20日付の被告ヤフーから原告宛のメール

13 甲第8号証の2 平成17年6月21日の付原告から被告ヤフー宛のメール

14 甲第8号証の3 平成17年6月21日付の被告ヤフーから原告宛のメール

15 甲第8号証の4 平成17年6月24日付の原告から被告ヤフー宛のメール

16 甲第9号証の1 平成17年6月9日付の原告から被告ライブドア宛のメール

17 甲第9号証の2 平成17年6月10日付の被告ライブドアから原告宛のメール

添 附 書 類

代表事項證明書	4 通
甲号各証	各 1 通
訴訟委任状	2 通